

令和7年度宇部市新卒幼稚園教諭就職支援助成制度募集要領

本市の幼稚園の教諭を確保するため、大学等の教員養成施設を新たに卒業し、市内の私立幼稚園、私立認定こども園（幼稚園部）（以下、「幼稚園等」という。）に教諭として新たに就職する方に対して、就職支援金として助成します。

1 助成対象者

令和7年度に教員養成施設を新たに卒業予定の者又は通信制大学等の教育課程を修了し新たに免許状を取得予定の者で次の条件に該当する者

- (1) 過去に幼稚園教諭としての勤務経験がないこと。
- (2) 幼稚園等に常勤教諭として令和8年4月1日時点で勤務していること。
- (3) 常勤教諭として同一の幼稚園等に2年以上継続して、勤務すること。
- (4) 幼稚園教諭免許状を取得又は取得予定(申請中)であること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。
- (7) 本市の他の類似の助成制度を利用又は利用する予定がないこと。
- (8) 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

2 助成金額

1人あたり10万円（令和7年度に5万円、令和8年度に5万円を助成）

3 助成定員

10人

※先着順とし、同着の場合は抽選とします。書類に不備があった場合は、不備が解消されたときを受理とします。

4 募集期間

令和7年12月1日（月曜日）から令和8年1月30日（金曜日）

5 申請方法

次に掲げる書類を募集期間内に保育幼稚園課まで持参又は郵送（締切日当日必着）で提出してください。持参の場合の受付時間は、平日の8時30分～17時15分とします。

- (1) 宇部市新卒幼稚園教諭就職支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 宇部市新卒幼稚園教諭就職支援助成金就労予定証明書（様式第2-1号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 養成施設の在学証明書または卒業証明書
- (5) 納税証明書（宇部市税等の滞納がないことを証する証明）

(6) 幼稚園教諭免許状の写し（授与済みの方）

※現在宇部市外に住民登録がある方も、宇部市税の滞納がない証明を提出する必要があります。証明書取得方法は保育幼稚園課までお問合せ下さい。

6 助成金交付対象者の決定方法

書類審査のうえ令和8年2月中旬に決定します。

7 助成金交付決定後の手続

(1) 助成金請求

指定された期日までに、宇部市新卒幼稚園教諭就職支援助成金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

※令和7年度と令和8年度の提出期日は、別途ご案内します。

※助成金請求時に、幼稚園等を既に離職している場合は支給できません。

(2) 就労状況の報告

令和8年4月9日（金）までに宇部市幼稚園教諭就職支援助成金就労証明書（様式第2-2号）を提出してください。

また、令和9年3月31日（勤務1年満了）及び令和10年3月31日（勤務2年満了）を経過した時点で、宇部市新卒幼稚園教諭就職支援助成金就労継続証明書（様式第2-3号）を提出してください。

(3) 幼稚園教諭免許状の写しの提出

幼稚園教諭免許状が届き次第、速やかにその写しを保育幼稚園課へ提出してください。（ただし申請時に提出された方は不要です。）

8 助成金交付決定の取消及び助成金の返還

次の事由に該当した場合は、助成金の交付決定を取り消し、助成金の返還を求める場合があります。

(1) 交付決定を受けた当該年度に養成施設を卒業できなかったとき。

(2) 幼稚園教諭免許状を取得できなかったとき。

(3) 幼稚園等に常勤教諭として就職しなかったとき。

(4) 幼稚園等に常勤教諭として就職後、1年または2年を経過する前に離職等したとき。

※令和9年3月31日を経過する前に離職等した場合は令和7年度分5万円、令和10年3月31日を経過する前に離職等した場合は令和8年度分5万円の返還を求めます。

(5) 提出書類に偽りがあつたとき。

(6) その他助成金の交付が不相当と認められるとき。

9 その他

申請様式等については、宇部市ウェブサイトからダウンロードできます。

宇部市>子育て・教育>保育園・幼稚園>新卒幼稚園教諭就職支援助成制度

当該助成金に関する事で申請者ご本人様と連絡がつかない場合、就職予定（就職したあとはお勤め）の幼稚園に連絡を取る場合があります。

10 提出先・問い合わせ先

宇部市 こども未来部 保育幼稚園課 管理・学童係

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836-34-8329 FAX 0836-22-6051

メール kodo-fuku@city.ube.yamaguchi.jp